

## 電気工事業開始通知の申請

提出書類	みなし通知電気工事業者
・ 電気工事業開始通知書（様式第21）	◎
・ 申請者の欠格事由に関する誓約書	◎
・ 登記事項証明書（法人の場合）	◎
・ 建設業の許可通知書の写し	◎

◎印の書類が必要です。

\*住民票の提出は不要です（平成23年4月1日から、原則として、住基ネットにより本人確認を行っています）

様式21（第26条）

# 電気工事業開始通知書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

連絡先Tel

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
- 2 電気工事業を開始した年月日  
令和 年 月 日
- 3 営業所

営業所の名称	所在の場所

- 4 法人にあつては、その役員の氏名

---

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

(法人用)

# 誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

当社及び当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

(個人用)

# 誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。